

知立駅周辺賑わいづくり事業「(仮称)池鯉鮒宿の市」委託業務仕様書

1 委託場所

知立駅周辺土地区画整理事業地内 知立南北線用地の一部 (別図参照)

2 委託内容

知立駅周辺施設の魅力をPRし、集客効果及び回遊性を高めるとともに、リピーターを増やすことを目的としたイベント等以下のとおり開催すること。

またかつて宿場町であった「池鯉鮒宿」に見合った事業展開を実施すること。

(1) (イベント等)

主に子育て世代をターゲットとした事業内容とする。

(2) (物販等)

飲食物においては、原則テイクアウト(試食、試飲もなし)とし新型コロナ対策を講じての販売形式とする。その他の物販においても感染リスクのない販売とする。

(3) (広報活動)

各回イベント内容等の詳細を案内するポスター等作成し、知立駅周辺施設等への事前掲示を依頼のうえ誘客を行うこと。

(4) (その他)

上記以外においても、当事業において適した行事を催す場合は、受託者、発注者双方協議のうえ決定する。また、イベント等開催において近隣店舗、住民に対し配慮が必要とする場合は、事前に近隣店舗、住民に対し承諾のうえ開催とする。

3 委託期間

契約日より令和5年3月31日まで

各月1回程度(計12回程度)の開催とし、原則、特定の日を定めて開催する。

(例) 毎月2週目の日曜日に開催等

4 開催時間

原則9時から18時のうち5時間程度とする。

開催季節により集客が見込める時間帯に設定を変更することを可とする。

5 開催判断

- (1) 雨天等でイベント等開催できないと判断したときは、中止とする。
- (2) 中止の決定はイベント当日開催時間 2 時間前を目安とする。
- (3) その他の事由での開催判断をする場合は、受託者、発注者双方協議の上決定する。

6 業務実施体制

(1) 実施責任者の配置

本事業の進捗を適切に管理できる実施責任者を 1 名配置すること。

(2) 実施計画書等の作成

イベント等の実施計画書、運営マニュアルの作成及び業務全体のスケジュール管理を行うこと。

(3) イベント等の管理体制

会場設営の実施計画に基づく資材・機材の調達、会場の設営、案内サイン・パネルの設置、スタッフ・出展者の手配、ステージの進行管理、ごみ処理（イベント終了時の清掃含む）、出店者や一般参加の駐車場・駐輪場への誘導や、一般参加者の会場内誘導、関係機関との調整など、イベント全体の円滑な運営管理を行うこと。

(4) イベント開催時における安全管理体制

イベントの特性に応じ、来場者の誘導及び安全確保の体制をとり、来場者等の損害に対応するためイベント保険に加入すること。

7 その他の事項

(1) 業務の適正な実施に関する事項

① 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、その一部を委託することができる。

② 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、知立市個人情報保護条例（平成 13 年 9 月 26 日条例第 29 号）に基づき、その取扱いに

十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報に努めること。

③ 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

④ 著作権の取扱い

受託者が業務を行うに当たって生じる著作権及び使用する著作物の取扱いについては、別記による。

⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策

本業務を実施の際は愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部が発出している「愛知県新型コロナウイルス 感染拡大予防対策指針」に基づき、適切な感染症拡大防止対策を行うこと。

⑥ その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、受託者、発注者双方協議により業務を進めるものとする。

(2) 妨害又は不当介入に対する通報義務

- ① 契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係又は社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。